

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和八年一月八日

広島県監査委員

同 同 同

三 門 福 森

田 前 知 川

利 基 家

江 智 弘 忠
子